

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月18日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第12号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地域課の分掌事務) 第15条 地域課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 (4) <u>警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。</u> (5)～(7) 略	(地域課の分掌事務) 第15条 地域課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 (4) 警ら用無線自動車、 <u>警察用船舶及び警察用航空機</u> の運用に関すること。 (5)～(7) 略
(警備課の分掌事務) 第23条 警備課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>警察用航空機の運用に関すること。</u>	(警備課の分掌事務) 第23条 警備課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) 略

附 則

この公安委員会規則は、令和3年11月1日から施行する。